



議会だより

News from koshimizu town assembly

第4回町議会定例会

第4回定例会は6月23日に開会し、町長からの行政報告のほか、6議員の一般質問と意見書案、条例改正や補正予算などを審議・可決し閉会しました。

今月号では、第4回定例会における審議事項についてお知らせいたします。

意見書

可決

議員から提出された6件の意見書案について審議の結果、原案のとおり可決し、関係大臣等に提出しました。

件名	要旨	提出先
地方財政の充実・強化を求める意見書	<p>2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたって、以下の事項の実現を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。 2. 社会保障予算の確保と地方財源措置を的確に行うこと。 3. 復興にかかる財源措置を継続すること。2015年度の国勢調査を踏まえ、地方交付税算定のあり方を検討すること。 4. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、財政運営に支障が生じないよう対応すること。償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、現行制度を維持すること。 5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」について現行水準を確保し、これらの財源措置を経常的に必要な経費に振り替えること。 6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、新たな財政需要の把握、段階補正の強化などの対策を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣 ・内閣官房長官 他
憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書	<p>民主主義を揺るがす憲法解釈変更による集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求めるとともに、歴代内閣の見解を堅持し、「閣議決定」を根拠とした関連法の「改正」を行わないよう強く求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣 ・防衛大臣 他
所得税法第56条の廃止を求める意見書	<p>所得税法第56条を廃止し、家族従業者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の元に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣 ・法務大臣 他

件名	要旨	提出先
平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	<p>平成27年度の北海道最低賃金の改正にあたり、以下の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、最低賃金を大幅に引き上げること。 2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給を下回らないよう、適切な水準を確保すること。 3. 中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道労働局長 ・北海道地方最低賃金審議会会長
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	<p>教育予算の確保・拡充・就学保障の充実をはかるよう下記のとおり意見する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。 2. 「30人以下学級」の早期実現及び「新たな教職員定数改善計画」の早期実施。また複式学級の解消をはじめ、教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。 3. 教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。 4. 給食費・修学旅行費・教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など、国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。 5. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣 ・文部科学大臣 他
道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	<p>「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求め、下記のとおり意見する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「新たな高校教育に関する指針」の抜本的な見直しを行うこと。 2. 「公立高校配置計画」の一方的な策定は行わないこと。 3. 「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。 4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道知事 ・北海道教育委員会 教育長 ・北海道議会議長

特別委員会

可決

議会改革特別委員会の
設置

これからの議会運営や議会改革について協議検討するための議会改革特別委員会を設置しました。

▼委員長

下平正吾議員

▼副委員長

高橋隆文議員

計画

可決

小清水町過疎地域自立
促進市町村計画の変更

平成22年度に策定した計画に、道営草地畜産基盤整備事業や瀧湧湖木道整備事業など4つの新規事業を追加する計画変更を行うものです。

条例

可決

町税条例等の改正 (専決処分)

地方税法等の一部改正に伴い、町税条例等の一部を改正するもので、主な内容は次のとおりです。

【町民税関係】

- ・個人住民税のふるさと納税に係る特別控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充
- ・「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設
- ・個人住民税における住宅ローン減税対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長

(平成27年4月1日施行)

【固定資産税関係】

- ・固定資産税(土地)の負担調整措置の延長
- ・わがまち条例の導入・税負担軽減措置の延長

(平成27年4月1日施行)

【軽自動車税関係】

- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録をした一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入し、平成28年度分の軽自動車税に限りそれぞれ軽減

(平成27年4月1日施行)

二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期

(公布の日から施行)

【たばこ税関係】

- ・旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減・廃止

(平成28年4月1日施行)

【行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律】

- ・番号法改正に伴う個人番号及び法人番号関係の規定の整備

(番号法施行の日から施行)

職員の特別勤務手当に関する条例の改正

愛寿苑の管理運営が指定管理者へ移行したことに伴い、生活相談員及び看護師に対し支給していた特養業務手当を廃止するものです。

(平成27年4月1日施行)

契約

可決

特別養護老人ホーム 備品購入事業

現在建設中の愛寿苑の備品を整備する契約の締結で、指名競争入札により左表の4社が落札しました。

整備する備品内容	契約先	契約金額
その1 厨房機器	日本調理機株式会社 北海道支店	13,176,000円
その2 事務用機器	有限会社 さが井商店	7,938,000円
その3 家具類	有限会社 丸三佐藤家具センター	15,930,000円
その4 カーテン類	有限会社 丸三佐藤家具センター	7,128,000円

補正予算

可決

▼一般会計

歳入歳出それぞれ56,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,698,232千円とするもので、主な補正内容は右表のとおりです。

▼介護保険特別会計

〔保険事業勘定〕

歳入歳出それぞれ3,402千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ457,043千円とするものです。

補正科目	補正額	主な補正内容
総務費	16,041千円	社会保障・税番号制度システム整備業務委託料 など
民生費	2,554千円	介護保険特別会計繰出金 など
衛生費	14,488千円	リサイクルセンター実施設計等業務委託料 など
農林水産業費	4,000千円	共同作業施設整備事業費補助金
商工費	1,272千円	建物等修繕料
消防費	1,102千円	斜里地区消防組合負担金
教育費	16,775千円	社会教育施設改修工事請負費 など
合計	56,232千円	

「介護保険特別会計繰出金」の繰出金とは・・・

一般会計から特別会計へなど会計相互間で支出される経費です。

一般会計の繰出金は歳出として支払われ、特別会計では歳入として受け入れられます。

まめ知識

一般質問

町道の管理について

問 林 幸雄 議員



林 幸雄 議員

町道の整備でセンターラインや路側帯のラインを引いていますが、必要のないラインもあるように思います。どのような基準でラインを引いているのか、引かなくてもよい場合があるのであれば、その費用を舗装など他の道路整備に充てるべきであると思いますが所見を伺います。

答 林 直樹 町長

町道のセンターラインなどの区画線は、「道路法」及び町道の整備基準を定めた「小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例」に基づいて設置しています。

道路法では、区画線は必要な箇所に設けるとされ、センターラインは、車線の区分のために設置しなければならず、自動車安全で円滑に行うために必要なものです。

外側線は、路側帯を設けない場合は必要ないですが、交通量など道路状況に応じて対応しています。

このように、町道については、区画線の補修を行っていますが、毎年、道路状況を調査し、必要と思われる箇所のみとしています。

道路整備については、別に予算措置をしておいていますので、ご理解をいただきたいと思います。

再問 林 幸雄 議員

外側線については、道路際の草のすぐ横に引かれているような所も多いように思います。

そのような余分な所は精査し、取り付け道路の拡張や水が溜まる道路などの整備に使って欲しいと思いますので再度所見を伺います。

答 林 直樹 町長

外側線の目的は、車線を区分して通行しやすくするため設置するものです。

基本的に道路整備時には整備していますが、補修は、交通量の多い幹線を主体に実施しているため、消えている道路もあるかと思えます。

今後についても、車両の円滑な通行のため、幹線道路については外側線も含めて整備していきたいと考えていますのでご理解願います。

本町の耕作面積の自作地と借地の割合について

問 林 幸雄 議員

本町の耕作面積の割合は、貸借地が多いので経営移譲などの際、売買が成立しづらい現状にあります。

農機具の投資をするにしても、できるだけ自作地として所有し経営することが望ましいと思いますが、農業委員会としての考え方を伺います。

更に、町内の一戸当たりの耕作面積も伺います。

答

佐々木正俊
農業委員会
会長職務代理



佐々木正俊
農業委員会会長職務代理

本町の農地台帳上の農地面積は1万1101haですが、その保有状況は自作地が7008ha、その割合は63・1%、使用貸借地が1909ha、その割合は17・2%、賃貸借地が2184ha、その割合は19・7%となっており、農地全体の約2割が賃貸借地となります。

また、賃貸借地を斡旋において売買された件数は、平成24年度は7件で18・9ha、平成25年度は1件で2・5ha、平成26年度は9件で33・1haです。

農業委員会としては、議員と同様の意見で、農業経営の目標など営農計画を策定する際に、自作地の割合が高い方が安定した農業経営ができるものと認識しています。

しかし、賃貸借地を自作地として集積していくことは、農地所有者の意向もあることから容易ではなく、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき賃貸借している農地売買の斡旋の選考については、地域内・地域外を問わず現在の耕作者が有利になるよ

う評価しており、このことが自作地として農地を集積していることに繋がっているものと考えているところです。

今後については、後継者不在による離農跡地の継承が課題になることが想定されることから、不耕作地を発生させないよう地域協議のあり方などを含め、農地の円滑な流動化に努めていく所存ですので、ご理解いただききたいと思えます。

なお、一戸当たりの平均面積は、現在28・62haです。

小清水町まちづくり基本構想の新聞報道について

問

下平正吾 議員



下平正吾 議員

去る5月16日の北海道新聞に、本町の公共施設等総合管理計画(まちづくり基本構想)について報道されました。

内容は、将来の人口減少をにらみ維持管理費が膨大に必要となるため、公共施設を削減する目標を設定したと掲載されています。

私はこれから人口減少の中でどのようにまちづくりを考えるかが大きな課題であり、そうした中で人口減少を助長する報道は細心の注意が必要と考えますが、町長の真意を伺います。

答

林 直樹町長

新聞掲載の経過については、「まちづくり基本構想」に関して道新網走支局からの取材申し入れを受け、本年3月23日に所管課で概要説明を行い、その内容に関して5月16日に掲載となったものです。また、道新以外にも北海道建設新聞の全道版・北網版にそれぞれ1回ずつ掲載となつた他、建設新聞のホームページにも掲載されていると承知

しています。

今回のまちづくり基本構想に関する報道に関しては、様々なご意見をいただいておりますが、報道内容について、間違つた内容ではないと判断しています。

しかし、今直ぐにでも関係する施設を「廃止」するかのよう受け止められるような表現でもありましたので、7月号の町広報で改めて「まちづくり基本構想」に関して町民周知を行うこととしています。町民に対する情報提供に関しては、今後もきめ細かく丁寧な対応に心がけたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

再問

下平正吾 議員

計画ができあがったとはいえ、地域の事を考えると、小学校が統廃合され、更に住民センターも閉鎖されるとなれば、今後どのように住民同士、手を携えて生きていけばいいのでしょうか。

再度所見を伺います。

答

林 直樹町長



林 直樹 町長

新聞報道では8地区の住民センターを住民と協議の上、廃止すべきとしたと書かれています。町が勝手に廃止できるものではありません。まちづくり基本構想は、25

年後を想定したものです。

今後人口減少が進めば、住民税や地方交付税も減り、建物等の維持管理費を考えると全ての建物を今の状態で保有することはできないので、今後検討していくための叩き台として策定したものです。必ずしも将来住民センターが無くなると決まったのではなく、今後地域との協議や議会での議論しながら進めていきたいと思っておりますのでご理解願います。

**地方創生に向けた
具体策について**

問

下平正吾 議員

地方創生は人口減少問題と密接に関係し、政策を行ったから直ぐ問題が解決されるものではないと思います。

やはり恒常的に行うことが効果があると考えます。

特にソフト面も大事であり小清水町らしい政策が必要と思えますが、町長の所見を伺います。

答

林 直樹町長

町の施策の展開に関しては、町政執行の基本計画となる総合計画に基づき取り組んでいるところであり、平成22年度に策定した平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次小清水町総合計画においても、将来の人口減少を見据えた基本計画とし、人口ビジョンに関しても、計画策定時、平成27年度の人口を5120人と推計

し、少子化対策や高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを推進することなどにより、人口減少に歯止めをかける施策を推進しています。

また、昨年公布された「まち・ひと・しごと創生法」により、人口減少問題に対応すべく、各地方公共団体による「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定が規定されたことから、本町も「小清水町総合戦略」の策定に取り組むこととし、先般開催の議員協議会へその取り組みの方向性に関してご説明したところでした。

将来の人口減少を見据えた施策の展開に関しては、総合戦略の策定に関し設置する「小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」において、具体的な政策について協議が行われますので、その中でソフト面を含め十分な協議を行い取り組んでいきたいと考えています。

再問

下平正吾 議員

計画の作成にあたって、他の自治体ではコンサルタントに丸投げし、できあがった計画を住民に示して協力を得るケースが多いと新聞報道されています。

小清水町は、ぜひ小清水独自の考え方を持って、住みやすいまちづくりをして欲しいと思いますので、その点について再度伺います。

答

林 直樹 町長

小清水町は、基本的に手作りをする考えですが、人口推計に関しては、事務段階では困難なため、その部分はコンサルタントに依頼する考えです。

まずは、事務段階で策定し、その内容を会議に諮り、皆さんの意見を取り入れて作り上げたいと考えていますのでご理解願います。

「まち・ひと・しごと創生」「公共施設等総合管理計画」「町総合計画 後期基本計画」策定の連携について

問

高橋隆文 議員



高橋 隆文 議員

昨年、地方創生関連2法が成立し、国と自治体に今後5年間の人口減少対策の工程表となる「地方人口ビジョン」の将来人口推計の分析や中長期の将来展望、「地方版総合戦略」の政策目標・施策、策定を求めていること、本町についても「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置し、本年10月の戦略策定を目指すとしています。

一方、昨年総務省からの「公共施設等総合管理計画」策定にあたって「まちづくり基本構想策定委員会」を組織

し、本年2月に中間報告を行ったところです。

更に本年「第5次小清水町総合計画」の「後期基本計画」策定の年度であり、これらの施策の連携をどの様に取り組んでいくのか、町長の所見を伺います。

答

林 直樹 町長

総合計画と地方版総合戦略の関係ですが、総合計画を見直す際に、見直し後の総合計画において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えている場合には、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定することは可能である旨の内閣府からの通知に基づき、本町では、「小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」において、第5次小清水町総合計画前期計画の検証を行いつつ、地方版総合戦略策定の検討を行い、総合計画と総合戦略を一体のものとして策定するとしているもの

で、総合計画後期基本計画と総合戦略策定に係る基本的な考え方については、本年5月1日開催の議員協議会にて報告していますので、ご理解願います。

また、昨年度策定した「まちづくり基本構想」に関しては、人口減少等を見据えた公共施設の在り方について構想をまとめるとともに、総務省からの「公共施設等総合管理計画策定に関する指針」に基づく計画搭載内容を網羅した計画として策定しています。

人口減少問題への対応は、どの政策分野においても避けることはできない喫緊な課題であり、その課題解決へ向けて策定を行う地方版総合戦略は、まちづくり基本構想を踏まえた計画とする他、各種政策分野毎に策定している実施計画等との連携も踏まえ策定するとしているもので、「小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」において、十分な協議・検討を踏まえ策定して参りたいと考えております。

再問

高橋隆文 議員

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減対策を緩和するような施策を進める内容ですから、この目標に向かって進めていくのであれば、少し期待が持てるような気がします。

そのため、今の施設を維持管理しながら目標に向かう努力も必要だと思いますので、今後25年の公共施設等の管理方法についても合わせて伺います。

答

林 直樹町長

人口が減少しないよう、過去よりまちづくりに取り組んでいます。昭和35年に1万1500人あった人口が、55年経った現在は5200人となっていました。

まちづくり基本構想はあくまでも25年後を想定したものです。

それまで、施設の維持補修はきちんと管理していきたいと考えますし、必要があれば

建て替えも考えます。

そのため、できるだけ人口が減らないよう総合戦略を立て、その成果ができれば基本構想のとおりにならないと思いますのでご理解願います。

再々問

高橋隆文 議員

公共施設等総合管理計画（まちづくり基本構想）では、建物を維持・廃止・複合化・譲渡の4分類に区分して策定していますが、途中経過で計画の見直しはあり得るのか伺います。

答

林 直樹町長

見直しや検討は常に必要であると考えます。

まちづくり基本構想は、町民の皆さんにも人口減少社会になった時の状況を認識して欲しいという目的もあります。

今後、関係諸団体や住民の方々、議会等の協議も必要となつてきますし、具体的な事はこれからの作業になると思います。

**介護職と農業関係の
人材不足対策について**

問

工藤孝一 議員



工藤孝一 議員

地域の高齢化と人口減少が進む中、いかに介護と農業関係の仕事に就く人材を確保するかは急を要する課題です。

愛寿苑では、11月移設開苑までに、介護職を13名確保するとしています。

全国の事例で、島根県浜田市では人手不足解消の対策として、この4月から県外の高校生以下の子供を持つひとり親家庭を対象とした移住支援を実施しています。

その内容は、介護職に就くことが条件で月給15万円以上の保証、養育費、家賃補助するなどとなっていて、3家庭の枠に15家庭の応募がありました。

再問

工藤孝一 議員

本町は、今年4月からの学校給食費の無償化、更に中学校卒業までの医療費の無償化も早々に実施しています。

このような子育て支援に重点をおいた施策や計画を全面的に出し、子育て日本一の町として移住定住対策の取り組みをするため、定住コーディネートナーを配置し、町内の空き家情報の提供や定住希望者の仲介などに取り組んではどうでしょうか。

答

林 直樹町長

子育て支援が人口増加につながればいいのですが、移住定住は、やはり働く場所がなければ非常に難しいと考えます。

議員からの人材不足対策も一つの案だと思いますし、町も何とか働く場所を確保したいと常日頃考えていますが、企業誘致してもなかなか来てもらえないのが実態です。

課を設置して定住対策に取

り組む事も現時点では難しいと考えますので、今後必要に応じて検討したいと思えます。

再々問

工藤孝一 議員

人材不足対策の一例として、酪農家の中には、酪農ヘルパー制度とは別に研修生を受け入れている方もいますが、研修生が長続きせず急に居なくなったりなどトラブルも多いようです。

酪農のみならず農業、商業も含めた短期研修に取り組んで欲しいと思えますし、農協や商工会、商工業者の方々と今後のあり方について、意見交換をして欲しいと思えますので所見を伺います。

答

林 直樹 町長

ご指摘のとおり、関係機関の方々とも人材不足についての協議や意見交換の場は必要と思えますし、その結果必要な措置がでれば、議会にも相談させていただきたいと思えます。

高校生支援制度の創設について

問

工藤孝一 議員

高等学校又は高等専門学校などに就学する生徒の保護者に対し、必要な教育費の一部を支援し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て環境の向上に力を尽くすべきと思えますが所見を伺います。

答

渡邊 等 教育長



渡邊 等 教育長

現行の制度は、町の奨学金制度の他に、北海道も平成26年度から非課税世帯に対する給付事業を創設し、公益財団法人北海道高等学校奨学会も一定の高額所得層世帯以外に對しての奨学金制度を創設しており、国においても数多

くの奨学金制度による支援が行われています。

小清水町の今後の支援については、現在、人口減少問題に對する取り組みとしての「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画策定に伴う、町民アンケート調査による意見等の把握も行っていますので、その結果等も踏まえながら、今後、教育委員会として教育支援の方策について町長とも協議していきたいと考えていますのでご理解いただきたいと思えます。

高齢者タクシーの改善について

問

工藤孝一 議員

市街地の利用者増を目的に、介護予防・生活支援事業（外出支援サービス）と同様、利用総額の80%を助成額とすべきと思えますが、所見を伺います。

答

林 直樹 町長

高齢者タクシーは、75歳以上の高齢者の皆さんが、利用目的に縛られず自由に日常生活の中で移動手段を確保できるように、平成26年度より事業を推進し、多くの利用申し込みをいただいているところで、その利用の際の自己負担額は、町内のどの地域から移動しても公平な負担となるよう制度設計をしています。

ご質問の介護予防・生活支援事業の外出支援サービスと同様に、利用総額の80%を町が助成し、利用した方々が20%を負担する制度にすると、確かに、基本料金しか掛からない近距離の移動でも負担軽減が図られ、利用しやすくなると思えますが、一方、基本料金を超える利用では、その移動距離によって負担額に差が生じ、距離によっては、今以上の負担をお願いしなければならぬケースも生じてきます。

目的が制限されず自由に利用できる、遠くへも、近くへも、

決まった金額を負担してもらう現行の制度で活用をしていただきたいと考えています。

小中一貫教育について

問

中村俊之 議員



中村 俊之 議員

本年4月に行われたPTA懇談会のおり、教育長から小中一貫教育を実施する旨説明がありました。町として実施すべき事なのか、メリツト、デメリット等、不透明な部分があり、困惑している保護者もいるので説明会等で話し合いが必要だと思えますが所見を伺います。



答 渡邊 等 教育長

小中一貫教育は、小学校再編にあたり、保護者・地域からの要望として新しい教育づくりが求められてきたことから、再編後における小中一貫教育の導入を図るための取り組みを検討してきました。

趣旨としては、義務教育として行われる教育の目標を達成するため、小中学校の9年間を連続した期間として見通した中での学習指導を行い、各学年段階における児童生徒の学力向上を図ること。また、現在の6・3製の制度の中では進学した際に学校生活に対応できない、いわゆる中1ギャップなどの学校の接続の課題を踏まえ、9年間の一貫した生徒指導体制と進級体制を図ることで取り組みを進めているところです。

保護者の方々には、中学校は平成27年2月のPTA懇談会で、小学校は同年4月の土曜授業PTA懇談会で、「小中一貫校構想に係る今後の取り組みについて」これまでの導

入の目的及び経緯についてお話しさせていただきました。

このたび、本年6月の参議院本会議で、小中一貫校を制度化する改正学校教育法が成立し、平成28年4月から施行されると決定しましたので、今後、小中学校の教職員による合同の準備委員会を設置するなど、9年間の教育課程をどうつなげるか、また、学習体制や諸課題についても検討を進め、学校だより等を通じて、保護者の方々にもお知らせしたいと考えています。

その後、保護者も含めた推進委員会を設置し、小中一貫校の設置に向けての取り組みを進めて参りたいと考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

再問 中村俊之議員

様々な問題や課題がある中、小中学校の校舎が離れているため、整合性がとれなくなるのではという保護者の不安が多く見込まれます。

保護者にも意見を求め、実施までに時間を要するのであ

ればアンケートをとるなどの対応を検討して欲しいと思いますが所見を伺います。

答 渡邊 等 教育長

再編当時の保護者の方々については、再編のための放課後子ども教室や通学対策等を含め小中一貫教育の話をしていっているので比較的理解いただいていると感じていますが、再編に直接関わっていない幼稚園や保育所の保護者については理解が得られていないのかなと思っています。

様々な課題はありますが、小中学校の垣根を越えた9年間の教育課程を編成し、社会にできるための基礎学力をつけることが目的であることを、保護者の方々に十分理解を求めていきたいと考えています。

詳しい課題については、現在小中学校合わせた10名の先生方に検討してもらっていますので、その結果を基に、保護者の代表も含めて進めていきたいと考えています。

スキー場について

問 中村俊之議員

三年前に小清水スキー少年団が発足され、現在約50名の団員と指導者・保護者で構成されるスキー協会が47名と町民のスキーヤーが年々増えています。

現在のスキー場に一晚50〜70名のスキーヤーが集まることがありますが、山の形状により滑走面が狭く、ロープ塔の斜面も傾き危険な状況です。何か改善策はお考えですか。

答 渡邊 等 教育長

町民スキー場は、昭和62年度に現状の山をスキー場の斜面として整備するとともに全長300メートルのロープ塔と休憩ロッジ、夜間照明を設置しています。

また、平成25年度には老朽化により、安全性を図るため、ロープ塔の全面改修を行っています。

現在、施設の管理は、指定管理者の小清水町委託事業協

同組合にお願いし、降雪時にはできる限り平らな形状となるよう、また、雪が少ない時などは危険な斜面ができないよう、圧雪車等による雪の管理を行っています。

ご質問の一度に多くの利用者が使用する場合については、スキー場内で危険な状態とならないよう場内整理等を実施してはいますが、改めて指定管理者に対し、利用者への施設の安全な利用方法の指導を徹底するとともに、安全な利用を図られるようスキー協会へもお願いし、今後も安全対策に努めたいと考えています。

再問 中村俊之議員

安全性については理解しましたが、スキー場頂上の中学校に影響がなければ、山の土を削って滑走面を広げるような整備をすると、衝突事故の予防や技術の向上につながると思いますので再度所見を伺います。

答 渡邊 等 教育長

スキー場には様々な斜面があり危険も潜んでいます。スキーは楽しい反面、危険であるという裏表の面を子どもたちに教えることも必要であると思います。

斜面の早急な整備については現在計画していませんが、スキー協会からの要望もありましたので、今後の検討課題にしたいと思います。

市街地の空き家対策について

問 森 浩 議員



森 浩 議員

平成23年12月定例会で空き家・老朽家屋の対策について質疑をしています。答弁では大変困難な問題で引き続き慎重な対応とのことでした。さて、平成27年5月に空家

等対策の推進に関する特別措置法が施行され、町も何らかの計画を講じなければならぬと思います。

長年の懸案でありますこの特措法にかかる当町の計画及び町長の考えをお聞きます。

答 林 直樹 町長

町で老朽家屋と認識している家屋は現在9棟有り、随時調査を実施し、危険が予想される場合や治安上の問題がある場合など、これらの所有者又は管理すべき者に対して、解体や安全対策について改善を求めているところです。

本年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、市町村は国の基本指針に即した空家等対策計画の策定及び協議会の設置をすることができるようになりました。

特別措置法が全面施行されたことは、一定の前進ですが、実効性には管内の自治体から疑問の声もあり、ただちに危険な空き家に対する円滑な対応につながるかは不透明な

め、今後も引き続き、最低限の安全を確保できる応急的な措置をお願いするとともに、抜本的な改善を求めています。

再問 森 浩 議員

過去の答弁より危険家屋が増えています。原因は出ていく住人と事前にコミュニケーションがとれていないからではないかと思えます。

今回増えた家屋についても、役場に相談がなかったのか伺います。

答 林 直樹 町長

過去に、古い住宅と敷地を寄付するので引き取って欲しいとの依頼がありました。利用計画が無いのに、町民の税金で住宅の取り壊しや敷地の維持管理をすることはできないとお断りした事例があります。

その他に転出時に事前相談された例はありません。また、危険な空き家があると連絡があり、所有者に連絡

のうえ最低限の応急措置をして、その経費を支払ってもらった例はありますので、今後も同様の対応で周囲の安全を確保したいと思います。

再々問 森 浩 議員

町もぜひアンテナを高くして、転出前の初期段階で話を進めることが大事だと考えますし、貰うのではなく、転用するような方法も考えて欲しいと思います。所見を伺います。

答 林 直樹 町長

今後、空き家になる住宅等の相談窓口について、広報等で改めて周知をしたいと考えています。

今回の特措法で、危険家屋を町が行政代執行で取り壊しできるようにりましたが、その代金を所有者に請求しても実際には支払って貰えないのが現実です。

議員の皆さんも何か良き方法がありましたら、ぜひ提案いただき、お互いに勉強していきたいと思えます。

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

- 編集 議会報編集特別委員会
- 委員長 槻間 善高
- 副委員長 工藤 孝一
- 委員 林 幸雄、森 浩、八木 勝正、中村 俊之

記載内容については、議会事務局までお問い合わせ下さい。
議会事務局 電話 0152-62-4477 (直通)

質問は要約されています

議会だよりでは、紙面の都合により、質問・答弁の内容を要約しております。詳しくお知りになりたい方は、議会事務局へお問い合わせください。